



# 被害者と司法を考える会

2007/12/21代表〇〇〇〇

## ■保護主義の理念について考え、慎重な審議をお願いします

### ■被害体験、被害者支援の経験から

- 多くの被害者支援経験から被害者の考えは様々で一人として同じ人はいない
- 被害者を罪名や加害者の年齢、社会的関心の大きさを区分するのは正確な理解ではない
- 被害者が被害事実を受け止めるには関係が深いほど時間がかかり、それを理解するには専門家の支えと更なる時間が必要
- 捜査記録の中には遺体鑑定書のように遺族が受け止めきれないばかりか二次被害を引き起こすものもあるので内容は見せない等の配慮が必要
- 被害者回復支援策を十分なまでに施す事が被害者にとっても地域社会、加害者の更生にも良い

### ■被害者の視点を取り入れた教育の経験から

- 少年事件では被害者や被害経験の結果加害者となる場合も無視できないほど多いこと
- 更生プログラムは効果が高いので少年法の理念をもう一度考え、逆送になった事件にも保護主義の理念で任意で更生プログラムを選択できる事を検討して欲しい
- 実際にかかなりの少年院などに通っており、多くの少年と関わってみるとそれぞれに変わっていく手応えがある
- 被害の連鎖は防がなければならないので過度に形式だけの謝罪を強要する事は逆効果

### ■今回の諮問案に関わる事柄について

- 被害者が傍聴から少年司法に不信を持つこと、感情的なやりとりを、社会に向けて訴えた場合事実上の公開となる為少年法の理念は崩れる。被害者も責任を問われる場合も予想されるので、傍聴は認めない方が良い。
- 事件直近での被害者は心理的に回復とはほど遠い段階で事実を受け止められない時期でもあり選択する被害者の心理的負担が増す事から反対
- 事件直近から捜査関係者、調査官、判事、付添人から丁寧な説明を受けたい
- 捜査段階、審判の過程で被害者が述べた心情を更生段階にも記録とともに伝達すること
- 審判に期待外れの結果でも刑事処分を求める申し立て制度は作るべきではない
- 検察官送致事件になった後の刑事裁判法廷でも保護主義を貫いて欲しい
- 審判廷が被害者全員が入る空間が無いが、だからといって代替で刑事裁判の法廷で審判を行う事は賛成できない、ビデオ撮影やマジックミラー等も同様、非公開の審判なのでこれらを認めるべきではない